

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

令和 年 月 日

佐賀大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、佐賀大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が佐賀大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。（*は該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年	月	入学	
	氏名							
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)	
	現住所	〒 -						
	電話番号	- -						
	所属	学部			学科・課程			
	学年	年	学籍番号(受験番号)					
	昼間・夜間・通信の別		<input checked="" type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む)		<input type="checkbox"/> 夜		<input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。 <small>※入学金の減免を受けられるのは1回限りです。編入学前の大学等で、本制度にて既に減免を受けている場合、今回の入学料は減免対象となりません。</small>				<input type="checkbox"/> ある※ <input type="checkbox"/> ない			
	過去に本制度の支援を受けた 学校名、期間(*)		(学校名)		(期間/月数)			
				年 月～ 年 月 / 月				
機構の給付奨学金等に関する情報 ↓該当するすべての□に✓印を付け、右欄に番号を記載してください。								
給付奨学金を高等学校等にて申請している(予約採用) ※採用候補者決定通知のコピーを併せて提出してください。				【給付奨学金の採用候補者決定通知の登録番号】				
大学にて、これから給付奨学金を申請する(在学採用)								
入学年度4月時点で多子世帯への授業料等無償化に該当する ※入学後、所定の手続きが必要です。								
3年次編入学：前歴校にて給付奨学金の採用を受けている ※奨学生証のコピーを併せて提出してください。				【給付奨学金の奨学生番号】				

※従来制度について
本学では、高等教育の修学支援新制度(新制度)と佐賀大学独自制度(従来制度)の2つの制度により、入学料・授業料免除等を実施しています。従来制度について、学部学生は以下に該当する場合のみ申請することができます。該当者は授業料免除担当までご連絡ください。
・入学前1年以内において、入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

申請書の作成にあたっての注意事項

- ① 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構の給付奨学金を申請してください。給付奨学金を申請しない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金を申請した結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ② 過去に大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ③ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ④ 給付奨学金を高等学校等にて申請している者（予約採用）は、採用候補者決定通知の登録番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。また、入学後に進学届の手続きが必要です。
- ⑤ 大学にてこれから給付奨学金を申請する者（在学採用）は、登録番号を記入する必要はありません。入学後に必ず給付奨学金を申請してください。
- ⑥ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。